業務委託基本契約書

〇〇〇〇株式会社 (以下、甲という。) および、株式会社△△△△ (以下、乙という。) とは、甲が乙に対しソフトウェア開発業務を委託し、乙がこれを受託するにあたり、次の通り基本契約を締結する。

本契約締結の証として本通2通を作成し、甲および乙記名捺印の上、各1通を保有する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本契約締結日 | | 平成29年〇月〇日 | |
| 甲 (委託者) | 住所 | 東京都〇〇区〇〇〇１-１-１ 〇〇ビル |  |
| 会社名 | 〇〇〇〇株式会社 |
| 代表者氏名 | 代表取締役 〇〇 〇〇 |
| 乙 (受託者) | 住所 | △△県△△市△△ △△ビル |  |
| 会社名 | 株式会社△△△△ |
| 代表者氏名 | 代表取締役 ○○ ○○ |
| 委託業務内容 | | 甲の指定するコンピュータソフトウェアの設計、開発、変更  上記に関わる業務、開発支援業務、保守業務 | |
| 契約期間 | | 平成○○年〇月〇日～〇月〇日  契約終了の〇ヶ月前までに通知がなければ、以後〇年間自動更新とする。 | |
| 成果物 | | 個別契約書に準ずる | |
| 対価 | | 個別契約書に準ずる | |
| 支払方法 | | 個別契約書に準ずる | |
| 特記事項 | | なし | |

* 1. (契約の目的)

甲が本契約に基づきソフトウェア開発業務 (以下、開発業務という。) を乙に委託し、乙がこれを受託することに関し、その基本項目を定める。

* 1. (ソフトウェア開発業務の委託契約成立)

1. ソフトウェア開発業務の委託契約 (以下、開発契約という。) は、甲と乙の間において契約書が締結された時点、もしくは甲からの注文書 (電子媒体を含む) に対し乙が注文請書もしくはそれに準ずる内容の文章 (電子媒体によるものを含む。) を提出した時点にて成立する。
2. 業務ごとに個別契約で本契約とは異なる定め (以下、個別契約という。) をした場合には、個別契約が本契約に優先するものとする。個別契約は、甲が乙に提出した注文書と乙が甲に提出した同内容の注文請書の対によって成立するものを含む。
3. 開発契約成立後、乙は、契約の定める仕様および甲の指示に従って、開発業務を遂行する。
   1. (第三者への再委託)
4. 乙は、ソフトウェア開発契約の義務の全部もしくは一部を第三者に委託するとき、甲に対し事前に文章をもってその旨を提示し、甲の承諾を得て行う。
5. 乙は、前項に基づく承諾を得て第三者に委託した業務の遂行と結果について、本契約および個別契約に定める義務を逃れない。
   1. (業務従事者)
6. 開発業務に従事する乙の従業員および役員（以下、業務従事者という。） の選定は、乙がその裁量・判断で行う。
7. 開発契約成立後、乙が業務従事者の変更を行うときは、乙は甲に書面 (電子媒体によるものを含む。) をもって通知する。
8. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負う。
9. 乙は、業務従事者に対し開発業務遂行に関する労務管理、安全衛生管理に関する一切の指揮命令を行う。
10. 甲は、乙の前項に挙げる義務の履行に関し、誠意をもって協力するものとする。
    1. (機器、コンピューターシステム等の利用)
11. 甲および乙は、本件業務の遂行のために相手方の管理する機器、コンピューターシステム等を使用する必要があるときは、相手方に対して、その有償もしくは無償での使用の許諾を求めることができる。
12. 甲および乙は、前項の利用許諾要求がなされたときは、相手方が本件業務外の目的で使用許諾要求をしていることが明白である場合を除き、有償あるいは無償での使用を許諾する。
13. 甲および乙は、前項により相手方に有償での使用を許諾した場合は、甲と乙で協議してその対価を定める。
14. 甲および乙は、相手方より許諾を受けて使用している機器、コンピューターシステム等に障害が発生したときは、すみやかにその旨を相手方に通知しなければならない。甲および乙は、協力して当該障害の内容、原因について調査し、対応措置を講じる。
    1. (作業場所)
15. 開発業務の遂行上、甲の指定する場所 (以下、業務実施場所という。) で業務従事者が開発業務を遂行する必要のあるときは、甲は、無償で遂行に必要な場所および設備を提供するものとする。
16. 乙は、業務従事者に業務実施場所 (これに関連する設備、施設等を含む。) の管理に関する諸規則を遵守させる義務を負う。
    1. (成果物)
17. 開発契約に成果物の定めがある場合、乙は、納入条件を遵守し、甲が指定する方法で甲にこれを納入する。
18. 乙は、成果物が開発契約の定める仕様に合致していることを保証する。
19. 乙は、開発契約に納入期日の定めがある場合において、期日までに成果物の全部もしくは一部を納入することが不可能であると判断したときは、速やかにその事由および完了予定日を甲に通知し、その指示に従わなくてはならないものとする。
20. 成果物の減失、毀損などの危険負担は、納入前においては乙が、納入後については甲が、その負担をする。
    1. (検収)
21. 甲は、成果物納入後25日以内に受入検査 (以下、検収という。) を行い、成果物が検査基準に合致することを確認した場合は検収書を乙に書面 (電子媒体によるものを含む。) にて提出する。検収書が交付されない場合であっても、甲からの書面での異議の申し立てがない場合は、当該受入検査期間の満了をもって検収が遂行されたものとする。検収完了日は、乙に検収書の到達した日もしくは当該期間の満了日とする。
22. 成果物の引き渡しは、検収をもって完了したものとする。引き渡しにおいて、乙は、甲の求めに応じ、開発契約の定める範囲において、成果物の所有権、著作権など成果物に附随する権利を甲に譲渡するものとする。
23. 甲は、前項に定めた期間に検収が完了しないと判断したときは、その理由を明示して当該期間の延長を求めることができる。
24. 甲の検収において、乙の納入した成果物に欠陥もしくは不備が発見され、甲の検査基準を満たさず成果物の全部もしくは一部が不合格となったときは、乙は、甲と乙の協議により定めた期日までに、当該成果物の補修を実施する。
    1. (瑕疵担保責任)
25. 検収完了日を過ぎる、開発契約の定める期限までの期間において、納入された成果物に欠陥もしくは不備が発見された場合には、甲と乙は、その原因について協議を行う。
26. 協議の結果、当該瑕疵が乙の責に帰するものと判断された場合には、乙は無償でその修正を行う義務を負う。
27. 乙の責に帰すべき瑕疵により、甲に損害が生じた場合には、甲は損害発生の直接の原因となった成果物の開発業務に対する支払済みの代金相当額を限度として乙に損害の賠償を求めることができる。
28. 個別契約に別段の定めがない限り、乙が無償で修正する期間ならびに損害賠償を行う期間は、検収完了日の翌日から1年間とする。
    1. (対価および費用の支払)
29. 乙は、開発業務の対価 (以下、委託料という。) と開発業務の遂行に際して発生した諸費用 (以下、委託料を除く諸費用という。) を甲に請求し、甲はこれを支払うものとする。
30. 乙は、委託料を除く諸費用を、甲との合意のある対象において、合意のある金額の範囲でのみ請求することができる。
31. 甲は、乙に第5条に基づき有償にて使用を許諾した対象がある場合、その対象の使用の対価を請求し、乙はこれを支払うものとする。このとき、甲は、乙への支払額からその対価を相殺してもよい。
32. 乙は、甲に第5条に基づき有償にて使用を許諾した対象がある場合、その対象の使用の対価を甲に請求し、甲はこれを支払うものとする。
33. 成果物の定めがない場合、個別契約に別段の定めがある場合を除き、契約期間内の毎月１日から当該月末日までを対価または費用の算定における単位期間とし、乙は、各単位期間満了日から15日以内に書面 (電子媒体によるものを含む。) をもって請求を行い、甲は、当該単位期間の翌々月末日を支払期日として、乙が請求する金額を乙名義の銀行口座に振り込むことによって、あるいは別途甲と乙で合意した方法によって支払う。
34. 成果物の定めがある場合、個別契約に別段の定めがある場合を除き、乙は、検収完了月翌月15日までに書面 (電子媒体によるものを含む。) をもって請求を行い、甲は、検収完了月翌々月末日を支払期日として、乙が請求する金額を乙名義の銀行口座に振り込むことによって、あるいは別途甲と乙で合意した方法によって支払う。
35. 銀行送金等に必要な手数料は支払いを行う側の負担とする。
    1. (機密保持義務)

甲および乙は、書面による合意なくして本契約に関連して知り得た甲もしくは乙に固有の技術上、販売上、その他義務上の情報 (個人情報を含む) を、本契約期間中はもとより、本契約終了後も、甲および乙以外の第三者に対しては開示、漏洩しないものとする。また、乙は、各件業務が終了した場合もしくは甲からの指示があった場合には、開示を受けた個人情報を含む情報を、甲の指示に基づき、再生不可能な形で消去するか、もしくは甲に返還するものとする。

* 1. (不可抗力免責)

甲および乙は、天災、地変、戦争、暴動、その他の不可抗力による本契約および個別契約の履行遅延もしくは履行不能についてその責を負わない。

* 1. (契約の解除)

甲もしくは乙のいずれかに次の各号の一に該当する事由が生じたとき、相手方はいつでも何らの催告を行うことなく、本契約および個別契約の全部もしくは一部を解除することができる。

* 1. 本契約もしくは個別契約に違反し、相手方より相当期間をもって催告されたにも関わらず是正が行なわれないとき。
  2. 正当な理由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
  3. 相手方に重大な損害を与えた、もしくは重大な危害を及ぼしたとき。
  4. 監督官庁より営業の取消、停止などの処分を受けたとき。
  5. 仮差押、仮処分、強制執行、競売などの申し立てがあったとき。
  6. 法的倒産手続きによる手続き開始の申し立てがあったとき、もしくは精算手続きに入った時。
  7. 支払停止、支払不能などの事由が生じたとき。
  8. 合併、解散または営業の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
  9. 財産状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
  10. 甲または乙の代理人、もしくは本契約締結を媒介した者が、反社会的勢力、その構成員、その他これに準ずる者、または、これらと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
  11. (損害賠償請求)

前項により、本契約および個別契約が解除された場合、相手方に対し自己の被った損害について損害賠償請求を行うことができる。

* 1. (契約期間)

1. 特記がある場合を除き、本契約の最初の有効期間は、契約調印日から1年間である。
2. 本契約は有効期間を満了する日に自動更新され、新しい有効期間は満了する日の翌日から1年間であるとする。
3. 本契約を自動更新しない場合は、相手方に対し、本契約期間満了の1ヶ月前までにその旨を通知するものとする。
4. 前項による本契約の失効時に、本契約に基づき締結された個別契約が存在するとき、本契約は当該個別契約の存続期間中有効とする。
   1. (管轄裁判所)

本契約および個別契約ならびにそれらに関するすべての契約書における紛争の管轄裁判所は○○裁判所とする。